

第6回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成25年6月3日（月）18:00～20:00

■場所 釧路市役所2階 第3委員会室

1 開会

2 新任委員紹介

3 議事

（1）平成24年度 検討内容の振り返り

（2）平成25年度 検討方法について

（3）逐条検討

4 その他

（1）感想記入シート

5 閉会

【配布資料】

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 資料 1 | 平成 25 年度（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 委員名簿 |
| 資料 2 | 第 5 回検討委員会 委員意見要旨 |
| 資料 3 | 各項目の逐条検討予定について |
| 資料 4 | （仮称）釧路市自治基本条例検討スケジュール |
| 資料 5 | 自治基本条例 逐条検討用資料 |
| 資料 6 | 千歳市議会議員選挙 新聞記事 |
| 資料 7 | 感想記入シート |
| 参考資料 1 | 平成 2 4 年度検討内容のまとめ |
| 参考資料 2 | 自治基本条例 条文比較 |

平成25年度（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 委員名簿

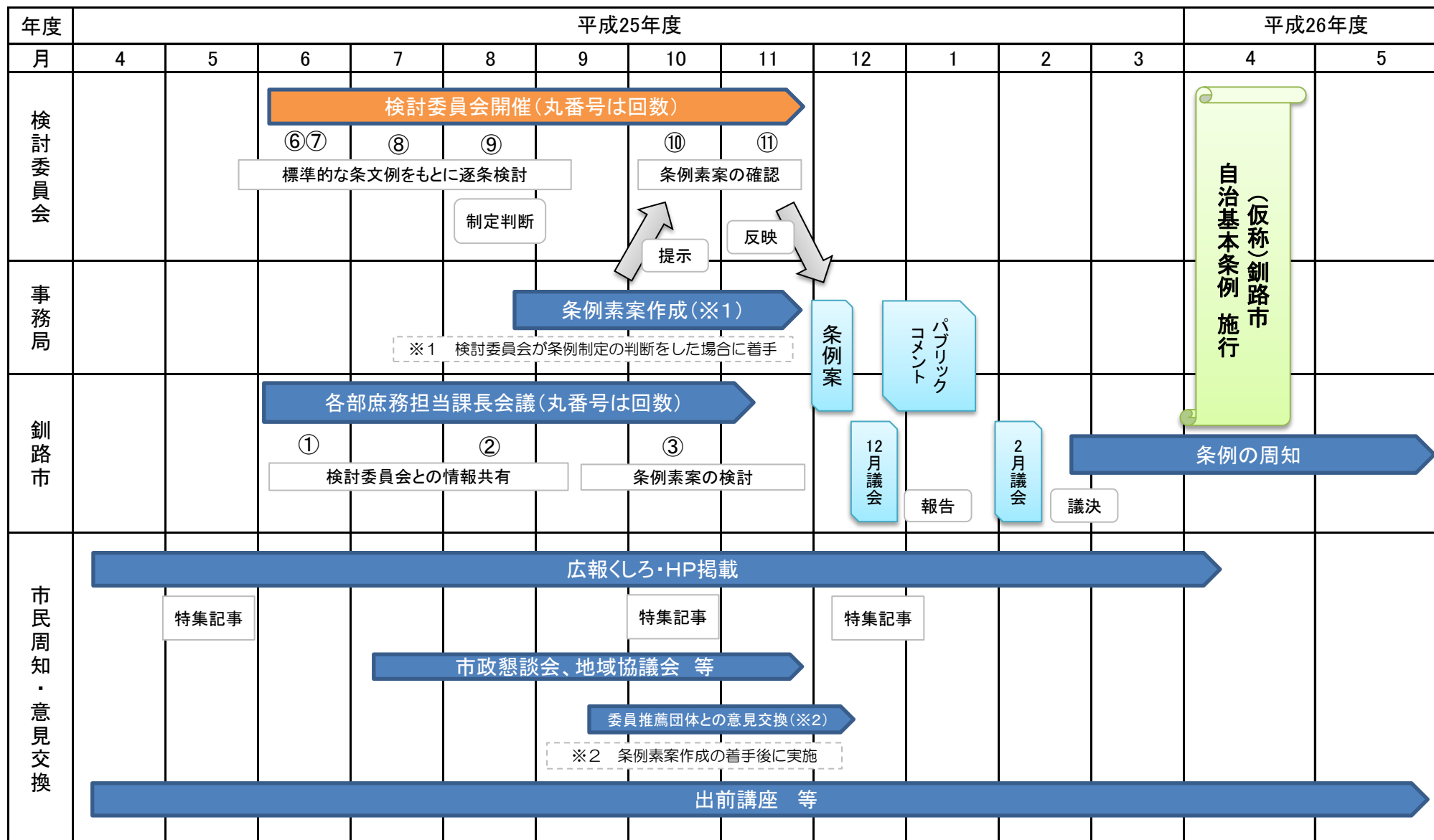
氏名	区分	所属・役職
いたくら ひろし 板 倉 弘	公募	
おの しんいち 小 野 信 一	推薦(福祉)	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 事務局長
かわうち まさえ 川 内 雅 恵	推薦(教育)	釧路市PTA連合会 副会長
こいけ りょうすけ 小 池 亮 介	公募	
こばやし ともゆき 小 林 友 幸	推薦(市民活動)	NPO法人わっと 理事長
すずき なおや 鈴 木 直 哉	推薦(経済)	釧路商工会議所 事務局長
にしむら つよし 西 村 毅	推薦(市民生活)	釧路市連合町内会 会長
ひらま いくこ 平 間 育 子	推薦(市民生活)	釧路市女性団体連絡協議会 会長
まつうら たかし 松 浦 尊 司	行政	釧路市副市長
みのしま ひろゆき 簗 島 弘 幸	推薦(法務)	釧路弁護士会
やまざき みきね 山 崎 幹 根	有識者	北海道大学公共政策大学院 院長

(五十音順)

分類		意見要旨
条例の 必要性	必要	条例にすることで、市民の認知度・理解度や重みが増して、実効性を高めることが期待できる。「まちづくり推進指針」は市の内部要綱であり、その点が異なる。
		条例は、まちづくりを変える重要なきっかけになればよい。
	必要だが 実効性 が大事	条例は作るのだろうが、作った後に、市民が条例を活かせるものにしたい。まちづくりを我が事のように考え、関心を持つ市民をどうやって増やしていくのか。
		条例はあった方がよいが、地域住民が条例づくりに積極的に参加し、考えるまで意識を高めていけるかが問題。条例を活かしていく組織のようなものがあれば一番よいが、なかなか難しい。
		一定の必要性は感じるので作るべきなのだろうとは思いますが、実効性も伴っていない町もあるのでスッキリはしない。
	判断できる 熟度がない	まわりのスタッフに、条例の大切さを自信を持って説明できるところまで自分の理解が到達していない。
		もう少し議論を深めたい。必要性については条例の中身次第だと思う。条例という形がふさわしいのかどうかも中身に照らし合わせて考えたい。
	不要	5回目にして、ようやく内容を理解し始めたというのが正直なところ。
条例によって実効性が増すのは、市長・職員・市議に対してであって、一番肝心の市民の意識は条例ができたからといって変わるわけではない。		
今後の 検討の 進め方	市民への 周知	市民の意識が高まり、「自治力」が高まれば、「まちづくり推進指針」が規範になるはずなので、条例をなぜつくらなければならないのか。条例かどうかよりもアピールの仕方こそが大事。
		検討の経過を市民に見せて、「自治基本条例とはなにか」という市民の意識を高め、検討委員会と意見が行き来する中で中身が深まっていく。
		検討委員会でやっているように、一人ひとりの市民が、まちづくりについて学習することで理解を高めることが大切なことなのだと感じている。
		市民にも、こういうことをやっているということをお知らせして、わかっているにはどうしたらよいのかということと思う。
		条例であれ指針であれ、多くの市民が価値を認めるものでなければ意味がない。市民に知ってもらおうための努力が大事。指針の周知にどれだけ努力したかも含めて議論したい。
	検討の内容	条例を作った後に認知度をあげていくためには、市民に身近に感じてもらえるよう、ニーズを踏まえて条例をつくることが大事。
		市民一人ひとりのまちづくりへの意識を高めるきっかけになるような条例を、どうやって作っていくかを検討したい。
		今後の検討は、原則論を確認しながら議論していくことと、様々な事例に則して、条例化の意義を考えていくことが大事。
		議論が「意思決定における市民参加」に偏っているが、意思決定した事柄を市民参加の上で進めていくためにはどうあるべきかを書いた方がバランスが良くなる。
		条例の素案は事務局で作ることになるだろうが、その一つ一つを精査した結果で策定のコンセンサスが得られるのではないかな。それまでは疑問を持ちながらの議論になる。
		定義の仕方次第では(市民の定義など)、意図することと違う結果を招くことも可能性としてはあり得るので十分な検討が必要。
		2年間議論をしていった中で結局条例は作らないという判断もあってよい。条例を作る前提の検討にはして欲しくない。
		その他
	条例策定についてのコンセンサスが得られれば、条例を具体化するための、条例の実行計画・推進メニューのようなものを考えてまとめるべき。	
まとめ		条例がいるのかどうかについては、多少個別具体の議論に入らないと明らかにならない。
		必ずしも条例を作る前提で進めて行くのではなく、委員の関心がある部分や、ポジティブ・ネガティブに思っている部分を逐条で議論していく。
		本当の意味で条例が市民に根付くために、検討委員会の議論自体を市民に開放し、情報提供もし、興味・関心を持つ市民を増やしていく。
		この検討委員会だけでなく、多くの人の意見も聞きながら進めて行きたい。

検討項目		予定	集計			コメント
			◎	○	×	
0. 名称		第9回				
1. 前文			3	3	0	◎市民憲章に掲げられる理念を反映 ◎由来、まちづくりの方向性を分かりやすく ◎釧路市民憲章との整合性 ◎釧路をどのように表すか ○「1前文～3基本理念・原則」を一括検討
2. 目的			3	2	0	◎条例が何を指すかを市民に分かりやすく説明できるように ◎実現できることを分かりやすい表現で ◎解り易く、かつ簡素化して市民につ伝える方法 ○「1前文～3基本理念・原則」を一括検討
3. 基本理念・原則			2	1	0	◎条例が何を指すかを市民に分かりやすく説明できるように ○「1前文～3基本理念・原則」を一括検討
4. 定義		第6回	1	2	0	◎住んでいることと、政治参画する資格とは別次元で、ここでは市政を市長及び議会に信託している、釧路市に対する義務と責任を負っている人と解釈すべき ○明確にするには「市民の権利」「市民の責務」の検討必要
5. 市民	市民の権利		0	3	1	○市民による「自治」を考えるには、個々の市民の権利・責務を明らかにする必要がある ◎障がいのある人の社会参加について ○「市民の権利～市民の責務」を一括検討
	市民の責務		0	3	0	○市民による「自治」を考えるには、個々の市民の権利・責務を明らかにする必要がある ○「市民の権利～市民の責務」を一括検討
	子ども・未成年者の権利		0	3	2	○将来を担う子ども達について、釧路市は何ができるのか ◎未来を担う世代への注目の手段・手法は如何にあるべきか ◎子ども達の権利をどう守るか
	事業者の権利・責務		0	0	1	
	外国人の権利・責務		0	1	1	○住んでいることと、政治参画する資格とは別次元で、ここでは市政を市長及び議会に信託している、釧路市に対する義務と責任を負っている人と解釈すべき
6. 市長・職員	市長の責務	第7回	0	1	2	×既存の釧路市職員服務規程に準ずる
	職員の責務		0	3	2	○ポジティブサポートのあり方をどのように表現するか ×既存の釧路市職員服務規程に準ずる
7. 議会・議員	議会の責務		0	1	2	×既存の釧路市議会基本条例に準ずる
	議員の責務		0	0	2	×既存の釧路市議会基本条例に準ずる
	議会運営		0	0	2	×既存の釧路市議会基本条例に準ずる
8. コミュニティ等	コミュニティ		2	0	1	◎「互助」活動的な観点から、町内会活動と関連した考察 ◎「コミュニティ」という単語を使うかどうか
	コミュニティへの参加規定		0	0	1	
	自治会に関する規定		1	0	1	◎自主性の尊重、市の支援、職員の活動参加
9. 情報公開・ 情報共有	情報公開（提供、共有）	第6回（第7回）	3	1	0	◎災害時や孤立、孤独死対策に有効な手段のあり方について ◎公開の手段・手法の程度は如何に設定すべきか
	個人情報保護		1	0	1	◎災害時など緊急時における「保護」は如何にあるべきか
10. 市民参加・ 市民協働	市民参加・協働		3	3	0	◎条例がまちづくりの市民主役型参加についての考察 ◎特定の集団に属する人に偏らない人選をどうするか ◎手段・手法の程度をどのように設定すべきか ○自治の基本は市民の参加にある
	計画・執行・評価への市民参加		1	1	1	◎必要と思うのでどのような参加が考えられるか ○自治の基本は市民の参加にある
	住民投票		2	2	1	◎手間暇、費用が伴うので、その発動の基準はどうあるべきか ◎地方自治法上に規定のない住民投票が、議会の権限を縮減させることにはならないのでは。記載をする場合でも、 投票資格については、参政権に従って年齢や国籍を定めるべき
	男女共同参画		0	2	2	○釧路市男女平等参画条例の周知と具体化した伝達方法 ○推進についてどう盛り込めるのか
	パブリックコメント		0	1	1	
11. 行政運営	基本構想・総合計画	第8回	0	3	1	○行政運営の市民への伝達方法の考察(官学民連携) ◎市民参加のあり方について
	財政計画		0	0	1	
	行政運営		0	0	1	
	行政評価		0	2	1	○外部評価などについて、また、その活かし方
	危機管理		0	1	1	○昨今住民意識の高まっている分野なので、そのあり方について
	行政手続		0	0	1	
	他自治体・国・道との連携		0	1	1	○周辺町村との広域連携のあり方はどうすべきか
	政策法務		0	0	1	
	公益通報		0	0	1	
	附属機関会議の公開		0	0	1	
	財政上の数値目標の設定		0	0	1	
	12. 条例の 位置付け		最高規範性	4	0	1
他条例との整合、位置付け		0	0	1		
見直し・改正条項及び手続き		0	2	1	○上記の「最高規範性」との関係性 ◎作ったら終わりではなく、一定期間後の見直しについて	
13. その他	条例を推進する市民組織		2	0	1	◎市民に関心をもってもらうにはどうするか

(仮称) 釧路市自治基本条例検討スケジュール



項目	標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
0.名称	〇〇市自治基本条例、〇〇市まちづくり基本条例、 等	〇三笠市未来づくり基本条例
1.前文	〈標準的な構成〉 ①まちの歴史、文化、自治の取り組み ②まちのあるべき姿 ③市民主体のまちづくりの必要性 ④条例制定の決意	
2.目的	（目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、市民、議会及び市の役割及び責務を明らかにし、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	
3.基本理念・原則	（基本理念） 第2条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。 3 市民、議会及び市は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。 （基本原則） 第3条 市民、議会及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民、議会及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。 (3) 市民協働の原則 市民、議会及び市は、相互理解のもと協働を進めること。	〇石狩市自治基本条例 （まちづくりの基本原則） 第4条（中略） 3 石狩市のまちづくりは、未来の市民への責任を自覚し、持続可能性を確保しながら進めることを基本とする。 〇北見市まちづくり基本条例 （基本原則） 第5条（中略） 4 市民、議会及び市長等は、自治区の特性と自主性を尊重するとともに、北見市全体の均衡ある発展に共に取り組むものとする。

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
4.定義		（定義） 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。	○斜里町自治基本条例 3条 この条例における用語の定義は、次のとおりとります。（中略） (3) 町民 町内に住所を有する人をいいます。 (4) 町民等 前号に掲げる人のほか、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で事業を営む人、その他町内で活動する人及び団体をいいます。 （中略） (9) コミュニティ 町民が互いに助け合い、豊かな地域社会の形成のため、自主的に結ばれた組織及び集団をいいます。
5.市民	市民の権利 市民の責務	（市民の権利） 第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。 3 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。 （市民の責務） 第6条 市民は、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めるものとする。 2 市民は、自ら情報を共有するように努めるものとする。	○美唄市まちづくり基本条例 （市民の義務） 第11条（中略） 3 わたしたち市民は、行政サービスを享受するとともに、応分の負担をします。
	子ども・未成年者の権利	（子ども及び青少年のまちづくりへの参加） 第7条 子ども及び青少年は、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する権利を有する。 2 市民及び市は、子ども及び青少年がまちづくりに参加できるように配慮するものとする。	○北見市まちづくり基本条例 （子どもの権利等） 第8条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有する。 2 子どもは、地域社会の一員として、まちづくりに参加する権利を有する。 3 市民、議会及び市長等は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行うものとする。

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
5.市民	外国人の権利・責務	※「外国人」に特化した条項を持つ自治体は無し。	○中札内村まちづくり基本条例 （まちづくりに参加する権利） 第9条 まちづくりの主体は村民であることから、すべての村民はまちづくりに参加する権利を有します。 2 まちづくりへの参加について、すべての村民は平等の立場にあり、国籍、民族、年齢、信条、性別、心身の状況、社会的または経済的環境等の違いによって差別を受けません。
	事業者の権利、責務	（事業者の責務） 第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。	【関連条例】釧路市中小企業基本条例
6.市長・職員	市長の責務	（市長の役割と責務） 第9条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。 3 市長は、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。 4 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。	○美唄市まちづくり基本条例 （就任時の宣誓） 第18条 市長は、就任に当たって、この条例の理念や基本原則を遵守し、公平・公正かつ誠実に市政を執行することを宣誓しなければなりません。 2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。
	職員の責務	（市職員の責務） 第10条 市職員は、市民全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に服務しなければならない。 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。	○登別市まちづくり基本条例 （職員） 第20条（中略） 2 市は、職員が市民とともにまちづくりに参画する環境の整備に努めなければならない。

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
7.議会・議員	議会の責務	（議会の役割及び責務） 第11条 議会は、本市の意思を決定すると共に、執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。 3 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。 4 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。	〇三笠市未来づくり基本条例 （議会の役割） 第14条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、選挙を通じて選ばれた市民の代表者である議員によって構成される市の意思決定機関としての役割を有する。 （議会の権限） 第15条 議会は、地方自治法の定めるところにより、議決権を有するとともに、執行機関に対する調査、検査及び監査請求等の権限を有する。 （議会の責務） 第16条 議会は、市の意思決定機関であることを常に認識し、民主的、効率的な行政運営を監視することにより、市民に信頼される議会の実現に努めなければならない。 【関連条例】釧路市議会基本条例
	議員の責務	（議員の責務） 第12条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。	〇三笠市未来づくり基本条例 （議員の責務） 第17条 議員は、第4条第1項及び第5条の規定に基づき、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。 （議会の基本的事項） 第18条 第14条から前条までに規定するもののほか、議会は、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項について、別に定めるものとする。 【関連条例】釧路市議会基本条例

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
8.コミュニティ	コミュニティ 自治会に関する規定	（コミュニティ活動） 第13条 市民は、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、多様なコミュニティにおいて主体的な取組に努めるものとする。 2 市民及び市は、まちづくりの担い手である地域コミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めるものとする。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動の支援に努めなければならない。	○稚内市自治基本条例 （コミュニティ） 第13条 市民と市は、町内会、ボランティア団体、老人クラブ、文化団体、スポーツ団体などの多様なコミュニティ活動を担う団体を守り育てるように努めます。 2 市は、市民相互の親睦、高齢者の介護、子育て、防犯、防災、生涯学習などのまちづくりの担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その自主性と自立性を尊重しながら、必要な支援を行うように努めます。 ○名寄市自治基本条例 （まちづくり活動支援） 第32条 市長等は、まちづくりにかかわるNPOなどの市民団体と積極的に連携・協力し、支援するよう努めなければならない。 （コミュニティ支援） 第33条 市民及び市は、地域単位の住民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めなければならない。 2 市民及び市は、コミュニティによるまちづくりを尊重するとともに、その意見をできる限り市政に反映さ

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
9.情報公開 ・情報共有	情報公開 (提供・共有)	(情報共有) 第14条 市は、まちづくりに必要な情報や政策の立案、実施、評価等の各段階における情報について、適切な情報伝達手段により、分かりやすく市民に提供し、市民との情報の共有に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。 (情報公開) 第15条 市は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。	〇三笠市未来づくり基本条例 (情報の提供) 第6条（中略） 2 市民は市と情報共有を図るため、市民が持っているまちに関する情報を市に提供するとともに、市はその体制を整備するよう努めるものとする。 〇名寄市自治基本条例 (情報共有) 第7条（中略） 2 市民は、まちづくりに必要な知識を得るための学習の機会及び場を確保する権利を有する。 〇ニセコ町まちづくり基本条例 (情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるように統一された基準により整理し、保存しなければならない。 【関連条例】釧路市情報公開条例
	個人情報保護	(個人情報の保護) 第16条 市は、個人の権利利益の保護と公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。	【関連条例】釧路市個人情報保護条例

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
10.市民参加・市民協働	市民参加、協働計画・執行・評価への市民参加	（市民参加の推進） 第17条 市は、まちづくりへの市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めるものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広く市民が参加できるよう努めなければならない。 （協働の推進） 第18条 市民及び市は、相互理解のもと、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりをすすめなければならない。 2 市は、協働を推進するための施策を整備するとともに、協働の実効性が高まるように努めなければならない。 3 市は、前項に規定する取組をすすめるにあたっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。	○美唄市まちづくり基本条例 （参画の形態） 第31条 前条第2項に規定する参加及び参画の機会とは、次の方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。 (1) 審議会その他の付属機関(以下「審議会等」といいます。)への委員としての参画 (2) 意見交換会等への参加 (3) 市民意見公募(意思決定過程で素案を公開し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度)への意見表明 (4) アンケート調査等への意見表明 2 前項に定めるもののほか、執行機関は、参加及び参画する機会が保障されるよう多様な制度を整備しなければならない。 3 執行機関は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習の機会を設けなければならない。
	男女共同参画	（男女平等参画） 第19条 まちづくりは、男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とする。	○七飯町まちづくり基本条例 （男女共同参画の原則） 第12条 まちづくりは、男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とします。 ○厚沢部町素敵な過疎のまちづくり基本条例 （共に理解し、ふれあう社会） 第31条 女性の個性・能力が十分に発揮され、いきいきと活躍できるよう、環境や体制の整備に努めるとともに、男女が共に参画できる社会に向けて男性への啓発に努めていきます。 【関連条例】釧路市男女平等参画推進条例

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
10.市民参加 ・市民協働	住民投票	（住民投票） 第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。 4 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。	○稚内市自治基本条例 （住民投票） 第11条 市長は、市政に関する特別重要な事項について、市民の意思を確認するため、市議会の議決を経て、その議決による条例に基づいて、住民投票を行うことができます。 2 住民投票をすることができる人は、本市に引き続き3か月以上住んでいる市民と本市に引き続き3か月以上住んでいる特別な許可を受けた外国人（次の条において「住民」といいます。）とします。 3 市長と市議会は、住民投票の結果を尊重します。 4 第1項の条例で、住民投票できる人の年齢その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。 ○北広島市市民参加条例 （市民投票） 第11条 市内に住所を有する18歳以上の者で別に条例で定めるもの及び議会は、政策等の重要事項について、市長に対し、市民投票の実施を請求することができます。 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければなりません。 3 市長は、政策等の重要事項について、市民に直接問う必要があるときは、市民投票を実施することができます。 4 市民投票の請求及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。
	パブリックコメント	（パブリックコメント制度） 第21条 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、市民の意見を聴くとともに、提出された市民の意見に対する市の考え方を公表しなければならない。	○名寄市自治基本条例 （市民参加制度） 第25条（中略） 3 市長等は、重要な政策決定の過程において市民の意見を反映させるため、公聴会制度及びパブリック・コメント等意見公募制度を設けなければならない。 【関連条例】釧路市市民意見提出手続条例

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
11.行政運営	総合計画	（総合計画等） 第22条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。 3 市長等は、総合計画について、その内容及び進ちょく状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供しなければならない。 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。 5 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、法令に基づくもの及び緊急を要するもののほかは、これに基づいて実施する。	○芽室町自治基本条例（総合計画） 第14条 町長等は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、町のめざす将来像を定める基本構想とこれを実現するための実施計画により構成される総合計画を策定します。 2 町長等は、町民参加により総合計画を策定するため、芽室町総合計画審議会を設置し、必要に応じて見直しを行います。 3 町長等は、総合計画の進捗状況を町民に公表するとともに、町民の意見を述べる機会を設けます。 4 第2項の審議会について必要な事項は、別に条例で定めます。 5 総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町が行う政策は、法令に基づくもの及び緊急を要するもののほかは、これに基づいて実施します。 6 町長等は、特定の政策における個別計画等を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにします。
	財政計画	（財政運営） 第23条 市は、中長期を見通し、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市は、予算編成にあたっては、総合計画や行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。 3 市は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。	

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
11.行政運営	行政運営	（行政運営の基本） 第24条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 （行政の組織） 第 条 市の組織は、行政ニーズや社会環境の変化に的確に対応するとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい、簡素で効率的かつ機能的なものとしなければならない。	
	行政評価	（行政評価） 第25条 市は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するように努めなければならない。 （市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価） 第26条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。	
	危機管理	（危機管理） 第27条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。	

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
11.行政運営	行政手続	（行政手続） 第28条 市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続きを適切に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかり、市民の権利利益の保護に資するように努めなければならない。	【関連条例】 釧路市行政手続条例
	他自治体との連携	（他の自治体等との連携及び協力） 第29条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるとともに、適切な措置を講ずるよう提案するものとする。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等をはかるため、他の自治体との連携協力を努めるほか、国内外の自治体等との交流及び連携に努めるものとする。	（国際交流の推進） 第31条 市は、世界平和と地域の発展に貢献するため、サハリン州をはじめとする海外の自治体や団体などとの経済、教育、文化などの多様な分野での交流の推進に努めます。
	政策法務	（政策法務） 第30条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。	
	公益通報	（公益通報） 第31条 執行機関は、公益通報（市政の適正な運営を確保するために、違法な行為について執行機関の職員等から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じます。	

※ 道内自治体の条例を参考にまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の案を示したものではありません。

項目		標準的な条文例（※）	参考：特徴的な条項/釧路市の関連条例
12.条例の位置付け	条例の位置付け	（この条例の位置付け） 第32条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	
	見直し	（条例の見直し） 第33条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。 2 市は、前項の検討及び見直しにあたっては、市民の意見を聴かなければならない。	
13.その他		（市民自治推進委員会の設置） 第34条 この条例の目的を達成するため、市に市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）市民自治の推進に関すること （2）市民と市の協働のあり方に関すること （3）市の進める事務・事業に関すること （4）この条例の見直しに関すること （5）その他 3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。	○名寄市自治基本条例 （市民の学習環境の整備） 第31条 市長等は、市民がまちづくりに関する情報を共有し、主体的な活動に生かすことができるよう、各地域にまちづくりに関する学習の場を整備しなければならない。

全道一若いマチ 千歳の市議選

「選べない」嘆きの無投票

【千歳】「むなしの一言だ」。平均年齢が全道一若く、人口が増え続けるマチで、未来への選択肢を失った有権者からため息が漏れた。19日告示の千歳市議選は、立候補者が定数と同じ25人しかそろわず、道内の人口10万人規模の市として初の無投票となる異例の事態に、過疎地だけでなく拠点都市でも、議会を担う人材のなり手が不足している厳しい現実が浮き彫りになった。（一面参照）

減る新人母体の町内会弱体化 失われた政策競争

千歳市の人口は約9万5千人で、この10年で5千人増えている。平均年齢も、自衛隊や企業誘致などにより41・3歳（2010年国勢調査）と全道で最も若い。

市議選では01年から前回の09年まで3回連続で定数が削減されたが、それでも候補者は毎回4～6人は定数を上回っていた。

それが今回、一転して無投票となり、約7万6千人の有権者が選択の機会を失うことになったのは、市議会の存在感の希薄化が背景にありそうだった。

前々回や前回は、日米共同訓練の受け入れや財政再建などが議論を呼んだが、この4年間は比較的平穏に推移してきた。再選した香月正議員は「全市民が

町内会が候補者の後援を二分する話がない。政治に興味を持たなくなったのでは」と話す。2人の子を持つ主婦（26）は「議会は分かりにくい。投票になったとしても誰に入れていいか分からない」と本音を漏らした。

町内会が候補者の後援活動の母体となってきたが、その弱体化を指摘する声もある。町内会も高齢化などで役員の高齢化など、出馬のなり手が不足。出馬の予定者が会に所属していないなど、「つながらがが希薄になっていく」（今回で引退する本宮輝久議員、結果

町内会が候補者の後援活動の母体となってきたが、その弱体化を指摘する声もある。町内会も高齢化などで役員の高齢化など、出馬のなり手が不足。出馬の予定者が会に所属していないなど、「つながらがが希薄になっていく」（今回で引退する本宮輝久議員、結果

町内会が候補者の後援活動の母体となってきたが、その弱体化を指摘する声もある。町内会も高齢化などで役員の高齢化など、出馬のなり手が不足。出馬の予定者が会に所属していないなど、「つながらがが希薄になっていく」（今回で引退する本宮輝久議員、結果

市民参加の努力足りぬ
北大公共政策大学院の山崎幹根教授（地方自治論）の話し、市議の活動が市民に理解されていないと、（立候補など）積極的に関わる人は少なくなっている。（千歳のうちに議会基本条例を制定していないなど、市民参加への議会の努力が足りないのは問題。日常的に市民に活動を理解されるよう努力を重ね、地方自治の活性化につなげることが重要だ。）



告示を受け、市民と握手を交わす千歳市議選の候補者。夕方、無投票出選が決まった19日午前10時

過去20年の千歳市議選の経過

選挙年	定数	立候補者数
1993年	32	36
97年	32	39
2001年	30	36
05年	28	34
09年	25	29
13年	25	25

FAX送信先：0154-22-4473

資料7

(釧路市都市経営課宛)

感想記入シート

第6回検討委員会（平成25年6月3日開催）

※委員会の感想、
委員長への質問、
事務局への要望
等、自由に記入し
てください。

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 平成24年度検討内容のまとめ

参考資料 1

第1回 (7月30日)

(1) 自治基本条例の検討について (事務局説明)

「地域主権」時代の到来 = 『自己決定・自己責任』のまちづくりへ

「市民と行政がともに自立した対等な協力関係」によるまちづくりが必要

これまで取り組んできた「市民協働」の一層の具現化が必要

まちづくりの基本ルール = 「自治基本条例」の検討へ

(2) 山崎委員長講演「自治基本条例づくりに向けて」

「地域主権」時代の到来

「自治の質」を高める必要
(「釧路ならでは」のまちづくり)

政策立案・実施過程における市と市民との合意形成が重要に
市と市民が一緒になって政策を作り、実行していくことが重要に

そのための理念やルール

合意形成の手続き
市政参加の権利
情報公開・情報共有
市民の責務(自治の担い手)

明確化
可視化

自治基本条例

の条例
意義

- ①目に見えない価値や理念を皆で共有
- ②市長や市職員の行動や他の条例を拘束
- ③情報共有や市民参加の継続実践を保障
(『即効性はないが実効性がある』条例)

検討の
テーマ

情報公開

市民参加

予算編成・決定・執行・決算

大きな争点となる政策

権力(者)の統制

釧路の実情に合わせて検討

第2回 (8月31日)

(1) 自治基本条例の構造について (事務局説明)



(2) 道内他市の条例について (事務局説明)

札幌市 帯広市 江別市 の条例条文を確認

第3回 (11月14日)

(1) 具体事例で見る情報公開・市民参加

具体的な事業を題材に情報公開や市民参加のあり方について意見交換

- ①災害時要援護者安否確認・避難支援事業
- ②市民後見人養成事業
- ③くしろ港まつり

(2) 釧路市の予算編成・決定・執行・決算

釧路市の予算編成～決算の流れを題材に情報公開のあり方などについて意見交換

第4回 (11月30日)

(1) 市にとって大きな争点となる政策

市の方針や市民意見が大きく分かれる事案を題材に、合意形成等のあり方について意見交換

- ①公共施設の維持管理(公有資産マネジメント)
- ②フィットネスセンターの廃止

(2) 権力(者)の統制

市民協働の成功事例等を題材に意見交換

①北見市 ②斜里町 ③岩見沢市 ④ニセコ町

委員意見要旨 (抜粋)

「情報公開・情報共有(個人情報保護)」について

- 建前ではなく、実際に市民に行き渡る情報提供のあり方が必要。
- ◎情報共有が不足すると、感情面から市民協働が上手く機能しないことがある。
- 情報は相対情報(市民一人当たり経費・他都市との比較等)がわかりやすい。
- 市民に身近な事柄は関心が高く情報共有もしやすい。
- ◎行政の情報発信と同時に、受け手側の意識や関心を高める取組が必要。
- ◎行政課題が顕在化する前の段階での適切な情報提供や意見交換が大切。
- 個人情報保護は大切だが、地域の課題解決のためには情報の把握も重要。
- 個人情報の活用には現場の萎縮があるため、適切な保護・活用について、自治基本条例で宣言することには意味がある。

「市民参加・市民協働」について

- ◎事業主体がどこか、よりも多様な意見や人の参画を受け入れる体制かどうか重要。
- 市民参加を促すには、媒介となることが多いコミュニティへの情報公開が重要。
- ◎事業を市が主催することを当たり前とは思わないが、市民との適切な役割分担はある。
- 事業の担い手が市から市民に移ることで、新たな工夫が生まれることもある。
- 市民参加や市民意見が、施策決定の過程にどう影響するかの説明が大事。
- 市民にとって大きな問題は、各団体での議論をどう合意形成の俎上にのせるかが課題。
- 市民参加において、サイレントマジョリティをどう扱うべきか。

「市民(市民の定義・市民の責務)」について

- 男女平等や子どもの権利の表現の仕方について検討したい。
- ◎団体への活動に参加して欲しい・参加すべき人ほど、参加意識が低い現状がある。
- ◎議論を進め、自治の担い手にふさわしい「市民の責務」を明らかにしたい。

「コミュニティ」について

- まちづくりに不可欠な存在。位置付けや活動奨励・支援について条例に明記すべき。
- 「コミュニティ」は定義が困難な単語なので、具体的に記載してはどうか。
- 市民参加はコミュニティでの気軽な情報交換や関係性から始まることが多い。
- 核家族化が進む中で、地域を担う町内会の役割は大きく、機能強化が必要。
- 町内会の、一般論ではない掘り下げた実態を市も市民も共有する必要がある。

「議会・議員」について

- ▲市政のチェックは本来議会の役目であって、複雑な制度(予算等)をわかりやすく市民に説明する努力を市がすべきかは疑問。
- 施設の存廃問題等では、少数の利害関係者が積極的で、大部分の市民は無関心という構図になりやすいので、議会に市民の総意を適切に伝えるにはどうすべきか。

「住民投票・条例の位置付け」について

- ▲パブリックコメントでも、少数の利害関係者の意見ばかりで、サイレントマジョリティの意見が反映されない問題があるため、住民投票や市長の宣誓の検討は慎重に行うべき。
- 鉄道高架のように市民が多様な意見をもっている事案について、自治基本条例上で、合意形成の手法を示せないか。
- ▲権力者の統制には選挙やリコール等の既存手段があるので、宣誓をさせることで必要以上に市政を縛る必要はないのでは。

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
1.前文	帯広市は、先住民族であるアイヌの人たちが自然と共生して暮らす大地に、高い志をもった民間の開拓団・晩成社をはじめ、さまざまな地域から入植した人々が、苦難を乗り越え、北海道東部の平原に築いた都市です。農業を基幹産業とする十勝平野の中央部にあって、産業・経済、教育・文化、行政、交通などが集積する中核都市として発展してきました。 私たちは、風土によって培われてきた、おおらかな気風や進取の精神、歴史や文化に誇りをもち、先人から受け継いだ澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、地域のかげがえのない財産として、未来に引き継いでいかなければなりません。 今日、経済の発展、地方分権の進展などにより、地域社会は大きく変化しています。これからの社会においては、誰もが住みよい、活力にあふれ、個性と魅力のある、安全安心で快適なまちづくりをめざし、地域の意思と責任に基づく、主体的なまちづくりをすすめていかなければなりません。 そのため、互いに支えあう心と呼び起こし、夢と希望を持ち、市民と市が力を合わせて協働のまちづくりをすすめ、豊かな地域社会の実現をめざすため、この条例を制定します。	私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。 「わたしたちは、時計台の鐘になる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。 私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。 私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。 そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。	わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。 江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやさものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。 わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。 わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にすると、人中心のまちづくりを進めていきます。 ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。

自治基本条例 条文比較

参考資料2

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
2.目的	(目的) 第1条 この条例は、市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定め、豊かな地域社会の実現をはかることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。
3.基本理念・原則		(基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。 (まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。	(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。 (市民自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
4.定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。 (2) 市長その他の執行機関をいう。	(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
5.市民	市民の権利 市民の責務	(市民の権利及び責務) 第4条 市民は、まちづくりに幅広く参加する権利を有する。 2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。 3 市民は、自ら情報を共有するように努めるとともに、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めなければならない。 4 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。	(まちづくりに参加する権利) 第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。 (市政の情報を知る権利) 第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 (市民の責務) 第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。 2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。	(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。 (市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。
	事業者の権利、責務		(事業者の責務) 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
6.市長・職員	市長の責務	(市長の責務) 第5条 市長は、帯広市を代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。 2 市長は、市民の意向の把握に努め、市政運営の方針を明らかにするとともに、帯広・十勝の魅力や個性を活かして、まちづくりを推進しなければならない。 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。	(市長の役割及び責務) 第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。	(市長の役割と責務) 第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。
	職員の責務	(市職員の責務) 第6条 市職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、まちづくりに関する情報収集に努めながら、専門的な知識及び能力を十分発揮して職務を行うとともに、幅広い視野で市民と協働のまちづくりに取り組まなければならない。 3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	(職員の責務) 第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。 (職員の育成) 第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。	(職員の役割と責務) 第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
7.議会・議員	議会の責務		(議会の役割及び責務) 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。 (市民に開かれた議会) 第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。	(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。 2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
7.議会・議員	議員の責務		(議員の役割及び責務) 第 1 2 条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。	(議員の責務) 第 1 0 条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実に図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
8.コミュニティ	コミュニティ	(コミュニティ活動) 第9条 市民は、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、多様なコミュニティにおいて主体的な取組に努めるものとする。 2 市民及び市は、まちづくりの担い手である地域コミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めるものとする。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動の支援に努めなければならない。	(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり) 第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。 (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。 (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。 (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。	

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
9.情報公開 ・情報共有	情報公開 (提供・共有)	(情報提供) 第12条 市は、市民生活及びまちづくりに必要な情報を適切かつわかりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 市民は、必要な情報は自ら収集するように努めるものとする。 (情報公開) 第13条 市は、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。 (説明責任) 第14条 市は、市の実施する施策について、市民にわかりやすく説明しなければならない。 2 市は、市民からの意見や質問に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。	(情報提供) 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するように努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。 (情報公開) 第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。	(情報共有) 第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。 2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するように努めなければならない。 3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。 (情報公開) 第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。 2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。
	個人情報保護	(個人情報保護) 第20条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講じるとともに、市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	(個人情報の保護) 第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。	(個人情報の保護) 第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
10.市民参加・市民協働	市民参加、協働	(参加機会の充実) 第7条 市は、市民がまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。 (協働の推進) 第8条 市民及び市は、相互理解のもと、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりをすすめなければならない。 2 市は、協働を推進するための施策を整備するとともに、協働の実効性が高まるように努めなければならない。 3 市は、前項に規定する取組をすすめるにあたっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。	(市政への市民参加の推進) 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 (1) 実施の時期が適切であること。 (2) 効果的かつ効率的な方法によること。 (3) 事案に係る市民又は地域に係る市民が参加できること。 (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。 4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。	(市民参加の推進) 第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (市民協働の推進) 第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。 2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。 3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
10.市民参加 ・市民協働	住民投票	(住民投票) 第11条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。 2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。 3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。	(住民投票) 第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	(住民投票) 第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。
	パブリックコメント	(パブリックコメント制度) 第10条 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、市民の意見を聴くとともに、提出された市民の意見に対する市の考え方を公表しなければならない。		

自治基本条例 条文比較

参考資料2

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	総合計画	(総合計画) 第15条 市は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。 2 市は、総合計画の策定にあたっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。 3 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民にわかりやすく公表しなければならない。 4 市は、各分野の計画を定めるときは、総合計画に即するように努めなければならない。	(総合計画等) 第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗よく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。	(総合計画) 第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。
	財政計画	(財政運営) 第16条 市は、中長期を見通し、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市は、予算編成にあたっては、総合計画や行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。 3 市は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。	(財政運営) 第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。	(財政運営) 第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	行政運営	(組織及び機構) 第18条 市の組織は、行政ニーズや社会環境の変化に的確に対応するとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい、簡素で効率的かつ機能的なものとしなければならない。	(行政運営の基本) 第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。 (公正で信頼の置ける行政運営の確保) 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。	(外部監査) 第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	行政評価	(行政評価) 第17条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、施策等について行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めなければならない。 2 市は、行政評価をするにあたっては、市民意見を反映するなど客観性及び公正性を高めるように努めなければならない。	(行政評価) 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。 (市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。	(行政評価) 第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。 (市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
	危機管理	(危機管理) 第22条 市は、災害その他の緊急時に備え、市民、関係機関及び他の自治体と相互に連携協力し、総合的かつ機動的な体制の確立に努めなければならない。		(危機管理・防災) 第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

自治基本条例 条文比較

参考資料2

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	行政手続	(行政手続) 第19条 市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続きを適切に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかり、市民の権利利益の保護に資するように努めなければならない。		(行政手続) 第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。 2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。
	他自治体との連携	(国・道及び他の自治体との関係) 第23条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等をはかるため、他の自治体との連携協力を努めるほか、国内外の自治体等との交流及び連携に努めるものとする。	(他の自治体等との連携・協力) 第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。	(他の自治体等との連携及び協力) 第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。 2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。
	政策法務			(政策法務) 第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
11.行政運営	公益通報			(公益通報) 第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
12.条例の位置付け	条例の位置付け	(条例の位置付け) 第3条 市は、まちづくりの推進にあたり、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。	(この条例の位置付け) 第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	(この条例の位置付け) 第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。
	見直し	(条例の見直し) 第24条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。 2 市は、前項の検討及び見直しにあたっては、市民の意見を聴かなければならない。	(この条例の見直し) 第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。	(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例口
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
13.その他	(出資団体等) 第21条 市は、出資又はその他の支援等を行う団体等及び指定管理者が行う市と関連する業務等について、その目的が適切に達成されるように必要な指導及び助言ができるものとする。	(市民によるまちづくり活動の促進) 第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。 第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。 (区におけるまちづくり) 第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。	